

平成22年度予算案の概要

(平成21年12月)

平成22年度予算案	1,943億3千6百万円
平成21年度当初予算額	2,132億6千1百万円
差引増▲減額	▲189億2千5百万円
対前年度比	91.1%

(注) 上記計数には、「厚生労働科学研究費補助金134億5千3百万円」等は含まない。

厚生労働省医政局

主要施策

1. 救急医療・周産期医療の体制整備

23,826百万円(23,438百万円)

救急、周産期等の医療提供体制を再建し、国民の不安を軽減する

(1) 周産期医療体制の充実・強化 8,692百万円

① 周産期母子医療センター等の充実・強化 5,835百万円

不足しているNICU(新生児集中治療室)等の確保など、地域において安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU等に対する財政支援を行う。また、新生児医療を担当する医師を確保するため、当該医師の手当に対する財政支援を行う。

② NICU等に長期入院している小児の在宅への移行促進(新規) 113百万円

NICU等に長期入院している小児が在宅に移行するためのトレーニング等を行う「地域療育支援施設(仮称)」を設置する病院や、在宅に戻った小児をいつでも一時的に受け入れる病院に対する財政支援を行う。

(2) 救急医療体制の充実 15,234百万円

① 三次救急医療体制の充実 5,583百万円

重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターに対する財政支援を行う。

② 二次救急医療体制の充実(新規) 680百万円

救急患者の円滑な受入れが行われるよう、受入困難患者の受入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する財政支援、診療所医師が二次救急医療機関等で休日・夜間に診療支援を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

③ 救急患者の転院・転床の促進(新規) 61百万円

急性期を脱した救急患者の円滑な転院・転床を促進し、救急医療用病床を有効に活用するため、施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置に対する財政支援を行う。

④ ドクターヘリ導入促進事業の充実 2,757百万円

ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)に対する補助事業について、補助基準額の引上げを行い、ドクターヘリの安定的な運航の確保を図る。

⑤ 重篤な小児救急患者に対する医療の充実(新規) 309百万円

超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター(仮称)」の運営に対する支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

(3) 災害医療体制の充実 75百万円

災害派遣医療チーム(DMAT)の活動の円滑化のためにDMAT事務局を設置し、運営を支援するなど災害医療体制の充実を図る。

2. 医師確保・医療人材確保対策等の推進

36,997百万円(47,115百万円)

医師の診療科偏在、地域偏在の是正を図りつつ、勤務医等の勤務状況の改善や離職防止・復職支援を進めるなど、医師等人材確保対策の推進を図る。

(1) 医師の診療科偏在・地域偏在対策 8,016百万円

勤務環境が過酷で確保が困難な診療科の医師を確保するため、休日・夜間の救急、分娩、新生児医療を担う勤務医等への手当に対する財政支援を行う。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科等の診療科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関に対する財政支援を行う。

医師不足地域の臨床研修病院において研修医が研修の一環で宿日直等を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

(2) 女性医師等の離職防止・復職支援**2,501百万円**

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、病院内保育所の運営等に対する財政支援について、受入児童の対象年齢を小学校低学年の子どもに拡充する。

(3) 看護職員の資質の向上及び確保策の推進**10,265百万円****① 新人看護職員研修の着実な推進（新規）****1,690百万円**

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の資質の向上を図るため、保健師助産師看護師法等の改正（平成22年4月施行）を踏まえ、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制の構築に対する財政支援を行う。

② 看護職員の離職の防止・復職支援の充実強化**2,297百万円**

看護職員の離職の防止や復職の促進を図るため、医療機関における短時間正規雇用など多様な勤務形態の導入に対する支援や、病院内保育所の運営等に対する財政支援の拡充などを行う。

③ 認定看護師育成のための支援**184百万円**

勤務医の業務負担を軽減し、安心して質の高い医療提供体制の充実を図るため、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師の養成に対する財政支援の拡充を行う。

(4) 補償制度・医療事故における死因究明**368百万円**

医療の安心・納得・安全を確保するため、医療事故における死亡の原因究明・再発防止のための仕組みの検討を行う。また、産科医療補償制度の円滑な運用を進める。

(5) 医師・歯科医師の臨床研修**19,061百万円**

医師・歯科医師の臨床研修の実施に必要な経費に対する補助を行うことにより、基本的な診療能力の修得、全人的かつ患者の期待に応える医療の実現等を図る。

3. 地域で支える医療の推進

18,033百万円(21,386百万円)

人々が地域で安心して生活できるよう、地域の医療連携体制の強化を図る

○地域医療再生基金

平成21年度1次補正予算(2,350億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、地域の医療課題の解決に向けて都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づく医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援する。(平成25年度まで)

(1) 医療計画の充実

19百万円

平成25年度から開始する次期医療計画の作成に向けて、検討会を開催し、医療計画の制度のあり方等について検討する。(新規)

(2) 医療分野の情報化の推進

1,093百万円

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援を行い、地域医療の充実を図る。

(3) 歯科保健医療の充実・強化

1,059百万円

生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等に対する在宅歯科医療について、地域における医科・介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等を支援し、その一層の充実・強化を図る。

また、8020運動について成人の歯科疾患予防や検診の充実を行うなど、生涯を通じた歯の健康の保持をさらに推進する。

(4) へき地などの保健医療対策の充実

2,213百万円

へき地診療所への医師派遣の調整などを行う「へき地医療支援機構」の充実を図るほか、へき地医療を支える地域医療拠点病院等に対する財政支援を行う。

4. 医薬品・医療機器の開発促進

21,455百万円(23,941百万円)

革新的医薬品・医療機器に関する研究費の重点配分、未承認薬等の開発支援及び臨床研究・治験支援拠点等の体制整備を図る

○未承認薬等開発支援対策

平成21年度1次補正予算(100億円)により創設した「未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金」を活用し、がんや小児などの疾患重点分野において、海外では承認されているが国内では未承認の医薬品など、製薬企業の自発的な開発に任せては開発が進まない医薬品等の治験実施費用等を支援することにより開発を促進する。(平成23年度まで)

(1) 医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充 19,930百万円

革新的医薬品・医療機器の臨床研究・実用化を促進するために、再生医療、次世代ワクチン、ナノメディシン、活動領域拡張、希少疾病への研究費の重点化等を行う。

(2) グローバル臨床研究拠点等の整備の拡充 599百万円

医薬品開発の迅速化を図り、ドラッグラグの解消に資するため、外国の研究機関との国際共同治験・臨床研究を実施する拠点の体制整備を行うとともに、国内における未承認薬等の開発を推進するための治験支援拠点等の体制整備を行う。

(3) 治験・臨床研究登録情報の提供体制の強化 82百万円

治験・臨床研究に関する情報を集積する世界的な取組に対応するため、日本における治験・臨床研究情報を横断的に検索することができるポータルサイトをより使いやすく改良するとともに、WHOなど海外への情報発信を行う。(新規)

(4) 後発医薬品の使用促進 138百万円

後発医薬品に関する理解を向上させるため、各都道府県に設置した協議会において、実情に応じた具体的な事業を検討・実施し、先進事例に関する調査研究を行うとともに、使用促進に向けた環境整備を継続する。

5. その他

(1) (独) 国立高度専門医療研究センター及び(独) 国立病院機構における政策医療等の実施	85,957百万円
------------------------------------------------	-----------

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信を推進する。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実	35,612百万円
-------------------	-----------

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入(看護師)	420百万円
-------------------------------------------	--------

経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者への支援を充実強化するため、新たに、看護専門分野を中心とした日本語習得のための自己学習を可能とするeラーニング学習システムを導入するとともに、日本語及び看護分野の専門家による個別指導や定期的な集合研修の実施や巡回訪問により研修指導者等へ学習方法の指導を行う。

加えて、受入施設の研修指導者経費等や、候補者の日本語学校等への修学費用などの財政的な支援を行う。

平成22年度税制改正の概要 (医政局抜粋)

平成21年12月



厚生労働省

・番号の前に※印を付してある項目は他省庁との共同要望の項目である。

1 地域医療の再生に向けて

① 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。

※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式）。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

※② 中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕

医業、医薬品・医療機器産業、生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業投資促進税制）について、適用期限を2年間延長することとされた。

※③ 病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長〔固定資産税〕

病院等が取得した地震防災対策用資産について、当該資産に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り3分の2に軽減する特例措置について、適用期限を4年間延長の上、廃止することとされた。

④ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

⑤ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

※⑥ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスハイブン税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

タックスハイブン税制について、資産性所得に係る租税回避行為防止措置を講じた上で、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引下げ等の措置を講ずることとされた。

※⑦ 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

移転価格税制について、価格算定に当たり考慮すべき事項等を運用上明確化することとされた。

2 健康で暮らせる社会の実現に向けて

※① 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長〔所得税、法人税〕
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価額が10万円以上30万円未満であるもの（少額減価償却資産）を取得した場合に、その取得価額を損金の額に算入する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

3 各種施策の推進

※① 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金を、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設については、税制調査会に設置される市民公益税制プロジェクト・チームにおいて、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討することとされた。